



国近整河計第16号
平成16年6月24日

淀川水系流域委員会 委員長
芦田 和男 殿

近畿地方整備局長
谷口 博昭



淀川水系流域委員会の今後の任務について（要請）

このたび、淀川水系流域委員会の任務として、従前に変えて、下記について要請します。

記

1. 淀川水系河川整備計画（案を含む）の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べる。
2. 淀川水系河川整備計画（案を含む）の変更について意見を述べる。
3. 淀川水系河川整備計画（案を含む）の変更にあたり、関係住民の意見の反映方法について意見を述べる。
4. 河川法に基づき淀川水系河川整備計画が策定されるまでは「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に準じて、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べる。
5. 河川法に基づき淀川水系河川整備計画が策定された後は「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価についての審議を行い、意見を述べる。